

第2期北海道鷹栖町基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和6年1月1日現在における北海道上川郡鷹栖町の行政区域とする。概ねの面積は13,942ha程度（鷹栖町面積）である。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（嵐山鳥獣保護区）を除く。

本促進区域は国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地は、本促進区域には存在しない。

（地図）



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

本町は、北海道のほぼ中央部に位置し、東西南は旭川市と、北は和寒町と隣接している。南東にかけて遠く大雪、十勝連峰をのぞみ、北西にかけては標高500m程度のキトウシ山脈と、半面山脈が馬蹄状にとりまいている。北西部には馬蹄状の山々、南西部は小高い丘陵地で旭川と接し、その中間にオサラッペ川が貫流し、盆地状の地形をなしている。

本町は、上川盆地の内陸的気候を帯びて寒暑の差が大きく、7月中旬から8月上旬にかけては30℃を超える日も続き、また、1月から2月に至る間、稀にはマイナス25℃をさらに下回ることもある。ここ10年間の年平均気温は6.9℃、また5月から9月に至る農耕期の平均気温は17.7℃で、水稻の主産地形成を容易にしている。

また、本町での震度5以上の地震は観測史上0回、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は0.1～3%（地震調査研究推進本部 全国地震動予測地図2020版）と、地震のリスクが小さい地域であるとともに、内陸部でもあるため津波、塩害の心配もなく、

自然災害リスクが小さい地域であるといえる。

②インフラの整備状況

本町の近傍には道央圏・道北圏・道東圏に直結する北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の「旭川北IC」と「旭川鷹栖IC」があり、北海道内の主な流通手段である陸路輸送の経由点として機能している。

また、旭川北ICと北海道道37号鷹栖東神楽線に近接する道路交通インフラの要衝である区域に鷹栖工業団地を整備している。

最寄駅は約12キロメートルの距離にある北海道旅客鉄道旭川駅で、札幌までは函館本線を利用して約136.8キロメートル（約80分）、稚内までは宗谷本線を利用して約259.4キロメートル（約3時間41分）、網走までは石北本線を利用して約237.7キロメートル（約4時間47分）となっている。

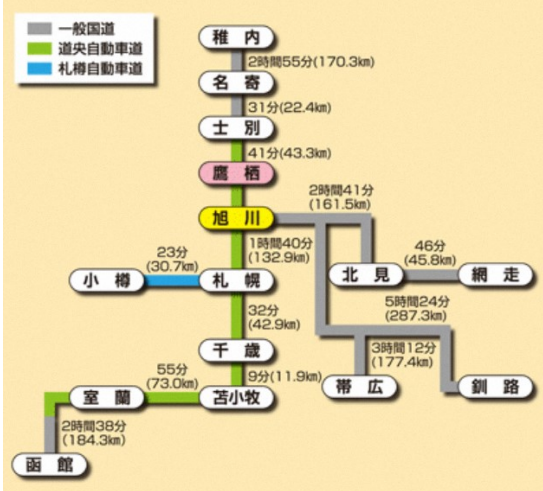
さらに、旭川空港までは、距離26キロメートル、車での所要時間は約40分（旭川ー羽田間・1日7往復・所要時間約95分、旭川ー成田間・1日1往復・所要時間約100分）である。

加えて、町内には日本貨物鉄道株式会社の道北地域のコンテナターミナルの拠点である、北旭川駅（貨物専用駅）を有しており、物流の要衝となっている。

空路（旭川空港）		陸路（鷹栖町）	
東京国際空港	95分	旭川空港	40分
関西国際空港	125分	JR旭川駅	25分
中部国際空港	105分		
高速道路（旭川鷹栖IC）		海路	
札幌IC	90分	苫小牧-東京	30時間
鉄道（JR旭川駅）			
札幌駅	80分		



道内主要都市間交通網（道路）



③産業構造

本町の産業別就業者数は第一次産業が 17%、第二次産業が 13%、第三次産業が 68%を占める構造（令和 2 年国勢調査）となっている。

本町は、第一次産業の農業が基幹産業であり、令和 3 年の農業産出額（推計）は約 33 億円となっている。恵まれた諸条件を活かし、町の全体面積の 23.8%にあたる 3,325ha の広大な農地で、専業農家を主体に 227 戸が水稻を基幹とし、特産品である「オオカミの桃」（トマトジュース）の原料トマトの生産や、野菜の産地指定となっている「夏秋きゅうり」を生産する道内有数の農業地帯である。また、野菜だけではなく、鷹栖牛やエゾ鹿肉など食肉の生産も行われている。

上記に示した交通インフラの有利性を活かし、道内各地からモノが集積する地域であることから、製造業は 20 社（全産業の 8%）、卸・小売業は 41 社（全産業の約 17%）、運輸業・郵便業は 12 社（全産業の 5%）立地している状況である。

また、近隣には優れた人材を輩出する教育機関があり、ものづくり産業を支える基盤が整っている。

現在、地方創生の一環として新規就農者支援に関する施策を実施し、第一次産業の担い手・育成確保に努めているが、今後、町内において移住者のしごと創出や若者の町外流出を防ぐためには第二次産業、第三次産業を支援し、地域全体の活性化を目指さなければならない。

④人口分布の状況

本町は、昭和 55 年から農家戸数の減少に伴い、人口も減少している。平成 3 年から開始した第 2 次宅地造成期により、平成 22 年には 7,553 人に達したが、宅地造成が落ち着いた平成 22 年以降は減少を続け、令和 5 年 12 月末現在で 6,588 人である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

「第8次鷹栖町総合振興計画（令和2年度～令和11年度）」では、その基本構想として「笑顔 幸せ みんなでつくる あったかす」がテーマとなっており、第7次総合振興計画でも謳われていた「農業の発展、「福祉」や「健康づくり」の取り組みを大切にし、これからの地球環境にも配慮しながら、「助け合い」「お互い様」の気持ちで、すべての人が笑顔になれるまちを目指します。」という将来像をベースに、本目標の達成に向けた産業振興等の施策を展開しているところである。

全産業の従業者数（地域経済分析システム2016年データ）は1,768人となっており、農業の従事者は142人で全体の約8%を占めている。本町の基幹産業である農業をより魅力的な産業へと成長させ、それら農産物を活用して優れた地域産品を研究開発し、道内外への販路拡大を目指すことにより、ブランド化を目指す。

また、本町には近接する旭川北ICや旭川鷹栖ICという交通インフラの有利性と、旭川空港や札幌圏、道北圏、オホーツク圏等との結節点である位置的な有利性がある。

これらの特性を活かし、農林水産・地域商社分野、食料品製造関連分野及びものづくり関連分野への事業支援や環境整備を実施し、道内の製造・物流拠点として機能し、地域に安定した収入のある雇用を創出することにより、域内経済の活性化を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	209 百万円	皆増

（算定根拠）

- ・1事業所当たり平均47百万円（百万円未満切上）の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.48倍の波及効果を与え、促進区域で209百万円の付加価値額を創出することを目指す。

※「北海道鷹栖町基本計画」における現状の値は、承認地域経済牽引事業計画の実績がないため、記載しない。

- ・209百万円は、促進区域の全産業付加価値額（56.8億円）の約4%、農林漁業の付加価値額（4.1億円）の約51%、製造業の付加価値額（3.7億円）の約56%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。

- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	47 百万円	皆増
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	皆増

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が4,611万円（北海道の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で7%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①鷹栖町のななつぼし・トマト・鷹栖牛等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野
- ②鷹栖町の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野
- ③鷹栖町の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

(2) 選定の理由

- ①鷹栖町のななつぼし・トマト・鷹栖牛等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野

鷹栖町の基幹産業である農業は、耕地面積は 3,325ha を有し、経営耕地面積が 20ha 以上の経営体は、平成 2 年は全体の約 1.9% だったのに対し、令和 2 年は 28% を占め、かつ農家 1 戸あたりの平均耕地面積が約 19ha と、土地利用型農業の大規模化により生産性が向上（10a 当たりの水稻収量 616kg）している（鷹栖町役場産業振興課調べ）。

本町で産出する主な農畜産物は、コメ、施設野菜、牛、エゾ鹿、ハスカップ、大豆、ブドウなど、多種多様な特色ある品目となっている。

○コメ

主品目であるコメは令和 5 年産の作付面積 2,250ha（北海道内第 10 位）、収穫量 14,100t（北海道内第 10 位）となっている。（鷹栖町役場産業振興課調べ）

主に作付している品種としては、ななつぼし、ゆめぴりか、きらら 397 である。

本町では平成 27 年度より、町内のたいせつ農業協同組合とあさひかわ農業協同組合で扱うななつぼしを一括してたいせつ農業協同組合の鷹栖町ライスセンターで受入れ、「鷹栖産ななつぼし」として固有ブランド米化し、町内の学校給食や福祉施設、飲食店、ふるさと納税返礼品で提供している。

また、本町では、これまで活用されてこなかった「空き家」、「農産物による食育」、「ヘルシー・グリーンツーリズム」等を活用した新たな着地型観光資源の開発を推進している。

近年では、コメを米粉にし、地域の加工団体によりシフォンケーキ等のスイーツに加工されるなどの、六次産業化の動きもみられる。また、鷹栖町産米を扱うたいせつ農業協同組合は平成 18 年より新たな米の販路拡大を目指し、令和 4 年にはアジア圏を中心に 274.56t を輸出しており、海外の消費者や飲食店等における評価も非常に高く、本町を代表する地域産品として成長している。

品種	特徴	作付面積 (R5 年産)
ななつぼし	バランスに優れた味わいと、冷めてもおいしいという特徴から北海道で最も食べられている品種	1,014.7ha
ゆめぴりか	一般財団法人日本穀物検定協会の定める「食味ランキング」で最高位の特 A を獲得している北海道を代表する品種	773.5ha
きらら 397	適度な粒感があり、崩れにくく、丼物やチャーハン等に最適	404.1ha

○施設野菜（夏秋きゅうり・トマト）

本町では、水稻と施設野菜の複合経営を推奨しており、令和3年収穫量1,360 t（北海道内第1位）の夏秋きゅうりや、特産品である「オオカミの桃」（トマトジュース）の原料となるトマトの生産も盛んである。このトマトは、トマトの原種に近い品種で、酸味、甘み、コクのバランスが良く、完熟すると真っ赤に育つ特徴がある。

特産品「オオカミの桃」は昭和50年代に行われた町の総合健康診査において、塩分過多と冬期間の有色野菜の摂取量不足が明らかとなったことから、多くの町民が家庭菜園で育てていたトマトを加工が容易なジュースにすることで健康改善を図ったことに始まる。昭和61年に商品化され、濃厚な味わいと特徴的なネーミングで全国の消費者、百貨店、飲食店に販路を拡大しており、令和3年度は247,092t生産され、北海道を代表する地域産品である。（鷹栖町産業振興課調べ）

○鷹栖牛

鷹栖牛とは鷹栖町で生まれた牝牛のみを、鷹栖町で生産された稲わらなどのエサを与え、広大な土地でストレスをかけないように一貫肥育されている交雑牛である。一頭一頭に手間をかけて肥育しているため、年間出荷頭数30頭と希少であるが、全国にリピーターを持ち、徐々に知名度を上げている。

今後は牛舎の増棟による生産性向上と、町内農業者、加工業者とともに農商工連携に取り組み、牛肉を加工し賞味期限を延ばすことで全国の催事や販売店に販路を拡大することを目指す。

○エゾ鹿肉

エゾ鹿肉は鷹栖町の食肉処理施設にて、捕獲～解体～加工までを独自の厳格基準に従って行うことにより高品質化・高付加価値化し、市場において非常に高い評価を得ている。年間約500頭を処理し、東京都内のレストラン等へ販路を拡大しているほか、町内のレストランでトマトなど地元産の野菜とともに提供され、人気が高まっている。エゾ鹿肉を提供する飲食店は近年、首都圏を中心に右肩上がりに増加しており、令和4年時点でエゾ鹿等ジビエ料理提供店は約1,700店と年々増加している。これらをターゲット市場に今後も需要が見込まれることから、事業規模を拡大し、供給量の増加を目指す。

○ハスカップ

ハスカップはビタミンC、アントシアニン、カルシウムが豊富な果物である。町内で収穫されるうちの一部をジュースやジャムに加工し、東京や関西、九州の健康食品を扱う企業に卸し、健康志向の消費者をターゲットに販売している。近年では北海道産ハスカップを使用した商品が数多く販売されていることから消費者のニーズは高く、本町でもハスカップを使用した商品開発や食品製造業への原料供給等を検討していく。

○大豆

地元産の大豆（大袖振）を使用し、社会福祉法人が農福連携により生産する豆腐や豆乳プリン等の大豆加工品は旭川市を中心に販路拡大しており、同法人では今後生産規模の拡大を計画している。

○ブドウ

町内の社会福祉法人が平成28年よりワイン用のブドウ栽培を始め、令和元年よりワインを販売している。現在のワイン生産数は1,800本ほどであるが、令和10年には17,500

本まで増やす計画である。町内のイベントだけではなく町外のイベントでもワインのPRを行って販路拡大へとつなげており、ふるさと納税の返礼品としても人気の商品となっている。

本町の農業は、農業者の減少に伴い、現状の経営耕地面積を維持していくには、今後さらに1戸当たりの面積を拡大していくことが求められる。このため、本町では、農業者に対して法人等組織の設立支援や、スマート農業の導入による省力化・低コスト化の推進（ドローンを活用したマルチスペクトルカメラ撮影による水稻の直播栽培における収穫適期診断実証、野菜ハウスのサイド自動換気機・環境測定機の導入）に取り組んでいる。

また、本町で生産される農畜産物の六次産業化・農商工連携による付加価値の向上に向けた取組を進めている。

併せて、磨き上げた地域産品を町外に向けてプロモーションするなど、販路拡大を支援する。具体的には、大消費地で開催されるイベント・物産展への出展を行い、生産者と消費者の結びつきを強化することにより、地域産品のPRとマーケットの需要に合致した地域産品の研究開発に取り組んでいる。

以上、農畜産品の生産性向上の取組と、高付加価値化に資する取組を推進し、域内外へ販路拡大に取り組むことで、生産者と事業者の稼ぐ力の増加を目指す。

②鷹栖町の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野

鷹栖町の近傍には北海道縦貫自動車道（道央自動車道）の旭川北ICがあり、さらに隣の旭川市と本町の境に旭川鷹栖ICが存在するなど、交通の要衝として高い有利性を持っている。また、旭川空港までは車で40分の至近距離にある。加えて、日本貨物鉄道株式会社の道北地域のコンテナターミナルの拠点である北旭川駅（貨物専用駅）が存在し、陸路・空路・鉄路の交通アクセスが優れていることから、物流関連企業が立地している。

本町では、旭川空港や高規格幹線道路網等の高速交通体系とリンクした産業集積を目指し、農林業の生産物等の地場資源を加工する工業団地、流通業務団地を、北海道縦貫自動車道のIC周辺に計画的に配置している。具体的には、旭川鷹栖ICの周辺に旭川鷹栖インター流通団地（31.6ha）、旭川北ICの周辺（市街化調整区域）に鷹栖工業団地（15.2ha）が配置され、流通加工や農産品加工を扱う企業の集積を図っている。

また、本町にはこうした内陸の交通要衝という地理的条件を活かして卸・小売業が集積しており、41事業所が存在し、事業従事者数は220人（全産業の9%）、付加価値額は666百万円（全産業の8%）と、本町の主要な産業の一つである（令和3年経済センサスー活動調査）。

こうした交通の有利性等を踏まえ、鷹栖町を含む、旭川市、東川町、東神楽町の1市3町から構成される旭川地域は、道内物資の集積地として、道内各地から加工食品の原材料となる農畜産物を確保できる有利性を持ち、良質な農林資源を活かした食料品、醸造といった製造業の集積を背景に食品関連産業の集積が進んでいる。

本町における食品製造業は4事業所が存在し、事業従業者数は31人（全産業の約2%）、売上金額は302百万円（全産業の約2%）、付加価値額は59百万円（全産業の約1%）である（地域経済分析システム2016年）。具体的にはトマトをジュース等に加工している事業所のほか、漬け物を製造する事業所等が存在し、地場産農産物を使用した高付加価値の商品を生産している。これらの企業は町内に安定した雇用を継続して創出しており、食料

品製造業は本町の重要な産業の一つである。

加えて、当地域には、国立大学法人旭川医科大学、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校、旭川食品産業支援センター等の存在があり、優れた人材の輩出や、企業の生産性向上支援、製品開発への協力等の支援が期待できる。

以上を踏まえ、食料品製造業者が利便性の高い交通インフラを活かし、町内で生産した特産品の様々な地域への出荷や、更なる卸・小売業の集積を促進し、①で記載した豊富な農畜産物を加工・高付加価値化するとともに、それらの製品を大消費地へ安定的に供給することを通じて、地域経済の稼ぐ力の増加を目指す。

〈鷹栖町の交通インフラ等関連マップ〉



③鷹栖町の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用したものづくり関連分野

ものづくりの産業の基盤を支える交通インフラの地域の特性は、②で記載したとおりである。

本町の食料品以外のものづくり関連製造業は 16 事業所が存在し、事業従事者数は 102 人（全産業の約 5 %）、売上金額は 1,394 百万円（全産業の約 8 %）、付加価値額は 372

百万円（全産業の約7％）である（地域経済分析システム2016年データ）。現在は機械鉄工、繊維工業、印刷業、輸送用機械器具製造業等が立地し、製造した製品は高規格幹線道路網等を活用し、札幌市を中心に道内各地へ輸送されている。

また、本町は、道北地域の機械金属産業の一大集積地である旭川市に隣接しており、この旭川地域にはものづくり産業を支える基盤が整っている。具体的には、教育機関として、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校（機械システム工学科、電気情報工学科、システム制御情報工学科、物質化学工学科）や北海道旭川工業高等学校（工業化学科、建築科、土木科、電気科、情報技術科、電子機械科、自動車科）が存在し、優れた人材を輩出しているほか、企業との共同研究も行っている。産業支援機関としては、一般財団法人旭川産業創造プラザ、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、旭川食品産業支援センター、旭川ITジョイントセンター、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターの6つの専門機関で構成する旭川ものづくり総合支援センターが、ものづくり産業を総合的に支援している。

以上を踏まえ、優れた交通インフラを活用するとともに、ものづくり産業とその支援機関が集積する旭川地域といった地理的の有利性も活かしつつ、ものづくり関連産業の付加価値向上の取組等を通じて、地域の稼ぐ力の増加を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような本町の地域の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①固定資産税の減免措置等－鷹栖町企業立地推進条例

鷹栖町では工場等を新設又は増設する企業に対し、以下の支援制度を設けている。

- ・固定資産税を5年間減免する優遇措置
- ・投資額の10%（最高2,000万円）を助成
- ・土地取得費の30%（最高限度額1億円）相当を助成する土地取得奨励金
- ・緑化に係る助成（限度額500万円）
- ・環境保全施設に係る助成（限度額500万円）
- ・環境配慮型施設整備に係る助成（限度額500万円）
- ・操業費用に係る助成（操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき限度額200万円）
- ・地盤改良工事費用助成（限度額1,500万円）

②不動産取得税等の減免措置－特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道においては、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、不動産取得税や道固定資産税の減免措置に関する条例を制定している。

③北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の対象地域とし、工場、事業場等の施設の新設または増設に対し助成を行う。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①町内企業動向データの公開

現在、鷹栖工業団地の概要についてホームページを作成し、助成・優遇制度の紹介や分譲地の情報を公開している。事業者より問合せがあった際に関係部署で対応し、環境整備に努めている。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課内、鷹栖町産業振興課内に設置された相談窓口を通じ、事業者の抱える課題解決に取り組む。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、北海道や鷹栖町土地開発公社にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①賃上げ促進支援

北海道及び北海道経済産業局が主催する官民会議「北海道パートナーシップ構築宣言普及促進会議」の構成機関が連携し、同宣言の普及・促進に取り組み、適正な価格転嫁による中小企業の賃上げを推進する。

②地元企業支援関係施策

鷹栖町では、「鷹栖町のななつぼし・トマト・鷹栖牛等の特産物を活用した農林水産・地域商社分野」「鷹栖町の北海道縦貫自動車道等の交通インフラを活用した食料品製造関連分野」において、事業者の具体的なニーズに基づく設備投資支援や、販路開拓支援等を実施する予定。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度～ 令和9年度	令和10年度末日 (最終年度)
【制度の整備】			
①固定資産税の減免措置等	運用	運用	運用

②不動産取得税等の減免措置	運用	運用	運用
③北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①町内企業動向データの公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①賃上げ促進支援	随時実施	随時実施	随時実施
②地元企業支援関係施策	随時実施	随時実施	随時実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、上川農業改良普及センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部、一般財団法人旭川産業創造プラザ、鷹栖町商工会等が支援を行う。

これらに加えて、地方創生に関する包括連携協定を締結した株式会社北海道銀行、株式会社道銀地域総合研究所、旭川信用金庫が協力する。

鷹栖町及び北海道では、これらの支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援してゆく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①上川農業改良普及センター

ブランド力向上にむけた高付加価値農業を推進、ICTを活用した戦略的な技術の導入など、上川地域の農業の維持、発展にむけたあらゆる生産基盤の強化に取り組む。鷹栖町農業の省力化・低コスト化に関して、科学的根拠提案や高度かつ専門的な相談や支援などが期待される。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部

町内の食料品製造業の全てが中小企業であり、製造技術面は得意とする一方、経営やマーケティング面に課題を有する企業が多い。新商品開発や販路開拓における事業展開及び経営面でのサポート役が期待される。

農商工等連携事業の際にも、連携企業が農商工等連携事業計画の作成や新商品開発の指導を受け、成果を上げている。

③旭川ものづくり総合支援センター

旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、一般財団法人旭川産業創造プラザ、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、旭川食品産業支援センター、旭川ITジョイントセンターといった6つの専門機関で構成され、道北の製造業全般を技術・販売の両面からサポートする。過去には鷹栖町の工業団地に立地した事業所の事業支援を担当。

④鷹栖町商工会

行政との連携による地域経済の活性化に関する事業に参画し、町内での消費活性化に寄与している。経営相談、融資の斡旋や講習会の企画等により、町内企業への経営面の支援が期待される。

⑤株式会社北海道銀行

鷹栖町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業、移住・定住促進に関する事業等について連携を図る。協定締結により、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用した、地域資源のブランディング、ビジネスマッチング等の様々な取組について協力を得ることが期待される。

⑥株式会社道銀地域総合研究所

鷹栖町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業、移住・定住促進に関する事業等について連携を図る。協定締結により、企業間ネットワークを活用した、地域資源のブランディング、ビジネスマッチング等の様々な取組について調査、研究に関わる協力を得ることが期待される。

⑦旭川信用金庫

鷹栖町と地方創生に関する包括連携協定を締結し、地域経済の活性化に関する事業等について連携を図る。協定締結により、金融機関のノウハウや企業間ネットワークを活用した、地域資源のブランディング、ビジネスマッチング等の様々な取組について協力を得ることが期待される。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

事業者が新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。地域経済牽引事業の活動においては環境保全に留意し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等における地域経済牽引事業の実施に当たっては、関係機関及び自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意

見を聞くなどして、これらの多様な野生動植物の生息・生育や自然環境の保全に十分配慮し、希少種の生息等への影響がないように実施する。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A 体制については、鷹栖町産業振興課を中心に関係課長による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度検討・整理する。当会議には必要に応じ、鷹栖町商工会、金融機関及び支援機関等に対し助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和 10 年度末日までとする。

「北海道鷹栖町基本計画」に基づき法第 11 条第 3 項の規定による同意（法第 12 条第 1 項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第 13 条第 4 項の規定による承認（法第 14 条第 3 項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。